

災害時における石油類燃料等の供給に関する
協定書

令和5年5月10日

鈴 鹿 市

三重県石油商業組合 鈴鹿支部

災害時における石油類燃料等の供給に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）と三重県石油商業組合鈴鹿支部（以下「石商鈴鹿支部」という。）は、次のとおり災害時における石油類燃料等の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、市内で大規模災害が発生した場合に、市が災害対応に必要な石油類燃料等の調達を行う場合に、災害対応業務に必要な石油類燃料等の供給について、その円滑な運営を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする大規模災害）

第2条 本協定の対象とする大規模災害は、次に掲げるものとする。

- （1）大規模地震災害
- （2）大規模風水害
- （3）前2号に準じる大規模な災害及び政府より激甚災害に指定された災害

（対象とする給油所）

第3条 本協定の対象とする給油所は、石商鈴鹿支部に所属する給油所（以下「給油所」）とする。

（協力体制の構築）

第4条 本協定の運用を円滑に行うため、市及び石商鈴鹿支部は互いに連絡先を報告し、連絡体制の構築に努めるものとする。ただし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

- 2 防災意識の向上に努めるため、市及び石商鈴鹿支部は、双方が実施する防災訓練等へ可能な範囲で参加を求めることができるものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、市及び石商鈴鹿支部は平時から本協定の運用に関し必要な情報の提供を行い、災害に備えることとする。

（支援協力）

第5条 大規模災害発生時、石商鈴鹿支部は直ちに各給油所の被災状況・稼働状況等の確認を行い、取りまとめた後、市に報告するものとする。

- 2 次の各号に掲げる事項について、市は石商鈴鹿支部に対して石油類燃料等の供給について協力を要請することができる。
 - （1）市が定める災害対策用車両への石油類燃料等の優先供給
 - （2）災害対策上重要な施設への石油類燃料等の優先供給
 - （3）各給油所が取り扱う資機材等の提供
 - （4）前3号に掲げるもののほか、市が必要とする石油類燃料等の供給

- 3 市が前項の規定による協力を必要とするときは、「石油類燃料等の供給要請書」(別記第1号様式)により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(支援協力の実施)

第6条 石商鈴鹿支部は、前条第2項の規定により市から要請を受けたときは、可能な範囲で支援協力を努めるものとする。

(供給場所及び供給方法)

第7条 前条の規定による石油類燃料等の供給場所及び供給方法は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第2項第1号の規定による石油類燃料等の優先供給場所は、原則として各給油所とする。この場合において、市は災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第2項の規定により交付を受けた標章又は市独自に定める標章を提示し、各給油所は当該標章を確認した上で、石油類燃料等の供給を行うこととする。
- (2) 第5条第2項第2号及び第3号の規定による石油類燃料等の優先供給場所及び資機材等の提供方法については、双方協議の上、決定することとする。
- (3) 前2号に定めるもの以外は、双方協議の上、決定することとする。

(費用)

第8条 前3条の規定により各給油所が供給した石油類燃料等の価格及び運搬等の費用については、次のとおり市が負担することとする。

- (1) 第5条第2項第1号、第2号及び第4号の規定による石油類燃料等の価格は、災害時直前における価格(市と契約を締結している場合は契約単価とし、契約を締結していない場合は災害時直前における適正価格)を基準として、双方協議の上、決定するものとする。
- (2) 第5条第2項第3号の規定により各給油所が提供した資機材等の価格は、災害時直前における小売価格等を基準とし、双方協議の上、決定するものとする。

(支払)

第9条 市は、前条の規定により算出された費用を、各給油所の請求に基づき支払うこととする。

(損害補償)

第10条 本協定に基づく支援協力の実施について生じた損害は、その損害の発生が市の責めに帰すべき事由である場合は市が負担し、各給油所の責めに帰すべき事由である場合は各給油所が負担するものとする。その他の場合は、市及び各給油所が協議の

上、双方の負担を決定するものとする。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間が満了する 1 か月前までに、市又は石商鈴鹿支部から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日からさらに 1 年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(協議事項)

第 12 条 本協定に定めない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度双方協議の上で決定することとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、市及び石商鈴鹿支部が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 5 月 10 日

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市

鈴鹿市長 末松 則子

三重県鈴鹿市花川町 185 番地の 2

三重県石油商業組合 鈴鹿支部

支部長 黒田 泰啓

【標章】

鈴鹿市

No. ○○

災害対策用車両

車両番号：

鈴鹿市長 ○○ ○○ 印

備考 1 標章の大きさは、A5とする。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

三重県石油商業組合 鈴鹿支部
支部長 様

鈴鹿市長

石油類燃料等の供給要請書

「災害時における石油類燃料等の供給に関する協定書」第5条第2項の規定により、
下記のとおり要請します。

記

- (1) 市が定める災害対策車両への石油燃料等の優先供給
ガソリン 軽油 灯油 その他 ()
- (2) 災害対策上重要な施設への石油類燃料等の優先供給

要請品目	要請数量	搬入希望場所	備考

- (3) 各給油所が取扱う資機材等の提供

要請品目	要請数量	搬入希望場所	備考

- (4) 市が必要とする石油類燃料等の優先供給
()

【問合せ先】

課（鈴鹿市災害対策本部
部 班）

電話： FAX：

担当：